

## I 教育に関する事務の点検及び評価について

### 1 実施方針

#### (1) 趣旨

ア 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

イ 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関連条文抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。（一部略）

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

#### (2) 点検及び評価の方法

##### ア 点検及び評価の対象

三条市教育基本方針に掲げる 5 つの基本方針を推進する上で設定した指標とし、令和 2 年度の取組状況について点検及び評価を行います。

なお、教育委員会の権限に属する事務を対象とすることから、特例条例により市長が管理及び執行する社会教育機関及びスポーツに関する事務並びに市長の事務とした青少年健全育成に関する事務は対象となりませんので、5 つの基本方針のうち「3 学び続ける生涯学習・スポーツ環境づくり」を除いた 4 つの基本方針における指標を点検及び評価の対象としています。

##### イ 点検及び評価の方法

三条市が行う行政評価システムを参考に点検及び評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

##### ウ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

三条市教育事務点検評価委員会（定数 3 人 任期 2 年）を設置し、教育に関

し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

## エ 報告書の構成

(ア) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価について

(イ) 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

## オ 議会への報告及び公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

## 2 三条市教育事務点検評価委員会委員

氏 名	所 属 等
雲 尾 周 (委員長)	新潟大学教職大学院准教授
星 野 孝 好 (委員長職務代理者)	元三条市立大崎小学校校長
山 際 恵 子	三条市PTA連合会外部委嘱委員